

# 合志西合志 二町合併協議会だより

○発行責任者／合志西合志二町合併協議会 会長 秋吉不二雄 ○編集／合志西合志二町合併協議会事務局 菊池郡合志町幾久富1909 - 110



## 新市発足に向けて

### 合併協定書に調印 廃置分合の議決 県へ申請

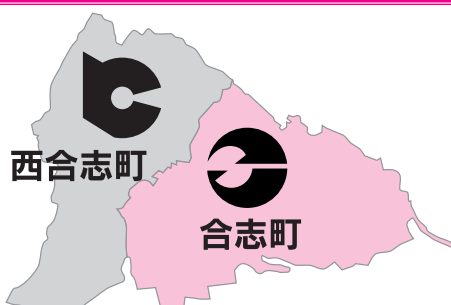
3月24日(木)、合志町・西合志町の合併協定調印式が、合志町南部町民センターで行われました。式には、潮谷義子熊本県知事をはじめ地元選出の県議会議員、合併協議会委員、行政関係者など約100人が出席しました。

調印式では、秋吉不二雄合志町長・大住清昭西合志町長が主催者としてのあいさつを述べた後、両町長が合併協定書に署名・押印し、続いて特別立会人の潮谷県知事が署名されました。

また 3月28日(月)には両町議会で、合併関連議案をいずれも可決し、3月30日(水)には県知事に廃置分合の申請を行いました。

今後は、県知事が県議会の議決を経て総務大臣に届け出を行い、これを受けて総務大臣は告示を行います。これにより、合志町、西合志町の合併はその効力を生じることとなります。

## 新市名称は「合志市」に決定 (7ページに関連記事)



	合志町	西合志町	合計
面積	28.89 k㎡	24.28 k㎡	53.17 k㎡
人口	22,717人	29,310人	52,027人
世帯	7,609世帯	10,607世帯	18,216世帯

(H17.2.28住民基本台帳)

## 調印式両町長挨拶



合志町長  
秋吉 不二雄

合志町・西合志町合併協定調印式にあたり、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

本日の合併協定調印式にご案内を申し上げますところ、潮谷熊本県知事を始め、荒木詔之県議会議員、荒木義行県議会議員、東充美県議会議員のご臨席を賜り、また、協議会委員の皆さんのご出席を得て、盛大に挙行できますことに心から感謝申し上げます。

わずか2ヶ月という大変厳しい状況の中でございましたが、すべての項目で協議が相整い、本日晴れて調



西合志町長  
大住 清昭

合志町・西合志町合併協定調印式にあたり、主催者のひとりとしたしましてお礼とご挨拶を申し上げます。

本日は、潮谷県知事をはじめ、県議会から荒木詔之県議会議員、荒木義行県議会議員、東充美県議会議員のご臨席を賜り誠に有り難うございます。

また、協議会委員の皆さまには立会人としてご出席をお願いしたところお忙しい中にご出席をいただき誠に有り難うございます。

桜の時期を迎えるこの日に合併調印式を挙行できますことを皆様方と

印式を迎えることができましたことに感激もひとしおでございます。

四季にも暑い夏、寒さが厳しい冬がございますとおり、合併協議も決して平坦な道のりではございませんでした。

しかしながら、合併協議を続けていくなかで、何物にも代え難い貴重な財産を手に入れることができたと。それは、地域の将来をともに語ることができ、パートナーを得たことであります。

これまでの合併協議を通じて、その真摯な姿勢、地域を思う熱い気持ち、そして住民にとって何が最善かを常に探るその姿勢に、お互い共感を得たのではないのでしょうか。

また、熊本県議会と県行政の双方からの積極的な支援と、協議会委員の皆さま方、そして住民の支えが、

一緒になって喜びたいと思います。思い起こしますと町長を拝命以来、この3年間は合併につく合併の日々でございました。

まちづくりにはいろいろな考え方、手法があるかと思いますが、合併に関する調査・研究を続けていく中で、地域の将来に思いを馳せるとき、住民にとって合併が最良の選択であることを確信いたしました。

以来、私は一貫して「合併は必要である。しかしながら、合併は相手があることであり、最良の相手が見つかるまで精一杯の努力をする」と申し上げて参りました。

その最良の相手が合志町でありました。秋吉町長も先程申されましたが、両町は、大きな信頼関係を築くことができました。合併いたしましたも

本日ここに調印式を迎えることができた、大きな力となったと思っております。

我々には、先人たちが引き継いだ歴史と伝統、文化、そして有為の人材が揃っています。必ずや新市が大きく飛躍し、大きな花を咲かせることと思えます。そして、菊池南部地域の核となる自治体として中心的な役割を果たすことになるものと思っております。

そのためには、私も出来る限りの努力を傾ける覚悟でございます。

将来、住民から「あの時、合併していて本当に良かった」との評価をいただきたいと思います。皆様方の引き続きのご支援をお願い申し上げます。甚だ措辞ではございますが、お礼の言葉とご挨拶とさせていただきます。

平成17年3月24日  
合志町長 秋吉 不二雄

1つの自治体として一体性を確立していくことは一朝一夕にはできないと思えますが、行政と議会、そして、住民がこの信頼関係を礎に手を携えていけば、多くの課題を乗り越えていけると思っています。

私どもは、本日のこの感激を両町の友情の証としていつまでも心にとどめ、将来の発展の原動力としていきたいと思っています。

皆様方への感謝の言葉は言い尽くせませんが、今後とも従来と同様、ご支援をお願いいたします。簡単でございますがお礼とご挨拶といたします。

平成17年3月24日  
西合志町長 大住 清昭

## 県知事祝辞



熊本県知事  
潮谷 義子

皆様、今日は本当におめでとうございます。

この年度末の特に慌ただしい中でありませけれども、こうした慶事の日を迎えることが出来たことは、県にとっても大きな喜びでございます。

今日ここにお集まりの皆様方は、歴史的な節目に立ち会っていらつしやるお一人お一人でございます。皆様方の御決心が実はこれからの子供たち、これから合志市に住むお一人お一人にとって、私は計り知れない恵みのときを与えていくのではないかと、そういう期待感で一杯でございます。

今日は、県議会の方から先生方御三方、そしてこの地域の皆様方の思いを込めた、背中一丸のそれぞれの方々の御意見を背負いながら委員を努めて頂きました方々とともに、この日を私も県も迎えてほしいと感じております。

平成18年の2月の27日、合志市として迎えられる歩みを始めます。合志町、西合志町という、この二つの合志という処の中で恐らく「合志市」を選択されたと思うのですが、私は合志市と

いう、この市の名前に触れられたときに、志高い、その志のそれぞれの思いが合わさっているという、こういう様な意味合いの中で、なんとすばらしい命名がされたのであるうかと思っております。

私たちは生きていくときに、志高くあらなければならぬと思えます。合志町、西合志町それぞれの先人達が築いておいでになられた歴史、文化、或いはそれぞれの地域の中にある産業や伝統性こういったものを合わせることによって、さらに高らかな志の中で、新しい一歩が踏み出されていく、その調印式がこの日でございます。

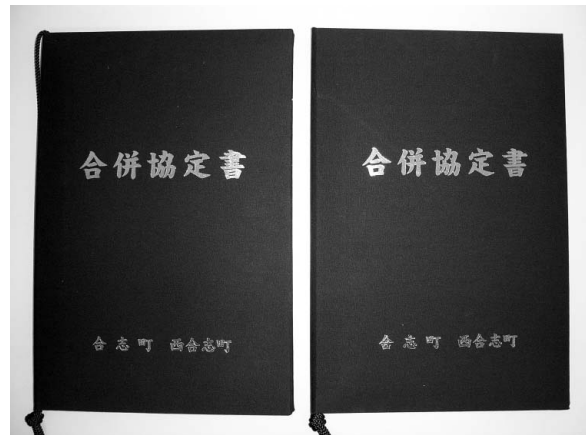
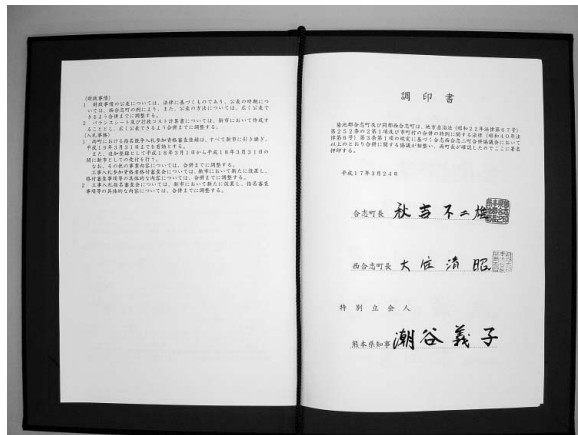
どうか今後とも、越えなければならぬ合併の課題はたくさんございます。折り合うべき処は折り合いながら、皆様方が着実にこの「未来輝く産業・定住拠点都市」の創造を目指して、本當に取り組みを進めてお行きになられますことを心から期待を申し上げます。二町の歴史がさらに大きな固い絆になっていかれますことを心から期待申し上げます。今日の日の私のお祝いの言葉にさせていただきます。本當におめでとうございます。

平成17年3月24日  
熊本県知事 潮谷 義子

## 合併協定調印式



## 合併協定書



合併協定書には、これまで合併協議会において協議・確認した合併協定項目52項目の内容を取りまとめたものを記載しており、これに両町長が、合併の証として署名・押印しております。

また、特別立会人の潮谷知事の署名、立会人として合併協議会委員23名全員が、それぞれ署名しております。

# 第3回 合併協議会

3月4日(木)  
合志町南部  
町民センター



第2回協議会で提案された項目については、一部修正がありました。また、合併後、新たなまちづくりの基礎となる新市建設計画について、委員から次のような要望が出されました。「これからの少子高齢化社会では、若い世代の人たちが住みたいと思っまちづくりが



必要だと思っ。保育料の軽減・乳幼児の医療費補助の拡大など、少子化対策に力を入れるべく、新市建設計画の中で、「子育て支援日本一のまちづくり」を取り組むよう要望する。」

この内容について、他の委員からも若い世代の活動を支援する仕組みは大切であり、是非取り組んでいただきたいとの意見もあり、協議会の中で賛同が得られ、新市において精一杯取り組んでいくということでした。

○保育料については次のような調整内容となっております。  
・保育料関係については、保育料に係る階層区分、年齢区分、徴収金額及び軽減措置については、表1のとおり平成18年度から統一する。  
ただし、国の徴収基準額等の改正があった場合は、近隣市町村の動向を踏まえ、見直し調整する。なお、平成17年度までは旧町の例による。

表1 保育料徴収基準額表

福祉専門部会

平成17年1月1日現在

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				国		合志町		西合志町		新市	
国階層区分	階層区分	定義		徴収金基準額(月額)		徴収金基準額(月額)		徴収金基準額(月額)		徴収金基準額(月額)	
				3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	第2	市町村民税非課税世帯	2-1 母子等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
			2-2 一般	9,000円	6,000円	7,000円	5,000円	7,000円	5,000円	7,000円	5,000円
第3階層	第3	第1階層及び第5階層～第9階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3-1 母子等	母子等	母子等	13,000円	9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	9,000円
			3-2 一般	18,500円	15,500円	14,000円	10,000円	13,000円	10,000円	13,000円	10,000円
	4-1 母子等		4-1 一般	15,000円	11,000円	15,000円	12,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円
			4-2 一般	19,500円	16,500円	16,000円	12,000円	16,000円	13,000円	16,000円	12,000円
第4階層	第5	10,000円未満		30,000円	27,000円	24,000円	20,000円	24,000円	20,000円	24,000円	20,000円
	第6	10,000円以上 64,000円未満				28,000円	25,000円	28,000円	25,000円	28,000円	25,000円
第5階層	第7	64,000円以上 160,000円未満		44,500円	41,500円	36,000円	28,000円	36,000円	27,000円	36,000円	27,000円
第6階層	第8	160,000円以上 408,000円未満		61,000円	58,000円	38,000円	29,000円	38,000円	29,000円	38,000円	29,000円
第7階層	第9	408,000円以上		80,000円	77,000円	40,000円	30,000円	40,000円	30,000円	40,000円	30,000円

※徴収金基準額については、平成13、14、15年度も同額

現行料金表(上水道)

平成17年3月現在

使用量 口径	合志町			西合志町		
	20t	30t	40t	20t	30t	40t
13mm	2,350円	3,710円	5,180円	2,470円	3,840円	5,200円
20mm				2,620円	3,990円	5,350円
25mm				該当なし		
30mm				6,820円		
40mm				13,650円		
50mm				27,300円		
75mm				54,600円		
100mm				該当なし		
150mm				該当なし		

(下水道)

平成17年3月現在

使用料金一覧	合志町		西合志町	
	20 t /月	30 t /月	20 t /月	30 t /月
公共下水道	20 t /月	1,540円	1,710円	
	30 t /月	2,060円	2,650円	
	40 t /月	2,590円	3,600円	
特定環境	20 t /月	1,620円		
	30 t /月	2,360円		
	40 t /月	3,090円		
農業排水	20 t /月	事業なし	1,710円	
	30 t /月		2,650円	
	40 t /月		3,600円	

○上下水道料金については次のような調整方針となっております。  
・料金については3年を目途に統一する。



○詳細については、次の表の内容で調整されました。

・町民相談事業（心配ごと相談等）については、合併までに調整し平成18年度から統一する。ただし、平成17年度までは旧町の例による。

○その他の福祉については次のとおりとする。

・各支援事業等については、県の制度を基準に、現行のとおり新市に引き継ぐ。

○障害者福祉の取扱いについてはノーマライゼーションの理念を尊重し次のとおりとする。

協議第22号―3 各種福祉制度の取扱いについて（障害者福祉・その他の福祉）

**提案事項**

新たに、次の項目について提案がなされました。（提案項目と主な内容です。）

表2 各種福祉制度の取扱い（障害者福祉・その他の福祉）

事務事業名（小項目）	合志	西合志	新市	備考
<b>障害者福祉</b>				
1 市町村障害者福祉計画	○	○	○	存続
2 施設訓練等支援費【国・県制度】				
①施設訓練等支援費（身体障害者）	○	○	○	存続
②施設訓練等支援費（知的障害者）	○	○	○	存続
3 居住生活支援費【国・県制度】				
①居住生活支援費（身体障害者）	○	○	○	存続
②居住生活支援費（知的障害者）	○	○	○	存続
③居住生活支援費（障害児）	○	○	○	存続
4 在宅福祉事業【国・県制度】				
①日常生活用具の給付・貸与	○	○	○	存続
②補装具の給付及び修理	○	○	○	存続
③重度身体障害者入浴サービス事業		○	◎	継続（西合志町の例）
5 在宅福祉事業【県制度】				
①障害者ケアマネジメント推進事業	○	○	○	存続
②障害児夏休みデイサービス事業	○	○	○	存続
③障害者（児）住宅改築助成事業	○	○	○	存続
6 在宅福祉事業【町単独】				
①障害者（児）住宅改築指導事業	○		◎	継続（合志町の例）
②身体障害者紙おむつ支給事業		○	◎	調整統一
③スポーツ等への参加促進	○	○	◎	調整統一
7 その他の在宅福祉事業				
①自動車税・自動車取得税減免申請のための生計同一又は常時介護証明	○	○	○	存続
②放送受信料免除又は半額免除申請のための証明	○	○	○	存続
③障害者有料道路通行割引証明の事務	○	○	○	存続
8 身体障害者手帳事務【国・県制度】	○	○	○	存続
9 身体障害者・知的障害者相談員【県制度】	○	○	○	存続
10 進行性筋萎縮症者療養給付事業【国・県制度】	○	○	○	存続
11 身体障害者更正訓練費支給【国・県制度】	○	○	○	存続
12 身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用【国・県制度】	○	○	○	存続
13 社会事業授産施設措置事業【国・県制度】	○	○	○	存続
14 精神障害者保健福祉手帳交付申請等受付事務【国・県制度】	○	○	○	存続
15 精神障害者通院医療費公費負担承認申請等受付事務【国・県制度】	○	○	○	存続
16 精神障害者居宅支援事業【国・県制度】				
①ホームヘルプサービス	○	○	○	存続
②グループホーム	○		◎	継続（合志町の例）
17 療育手帳事務【国・県制度】	○	○	○	存続
18 特別障害者手当等支給事務【国・県制度】				
①特別障害者手当	○	○	○	存続
②障害児福祉手当	○	○	○	存続
③福祉手当（経過措置分）	○	○	○	存続

事務事業名（小項目）	合志	西合志	新市	備考
19 特別児童扶養手当【国・県制度】	○	○	○	存続
20 障害者福祉年金【町単独】	○	○	◎	継続（西合志町の例）
21 重度身体障害者（児）等介護手当【町単独】	○	○	◎	調整統一
22 心身障害者扶養共済制度事務	○	○	○	存続
23 重度心身障害者医療費助成【県制度】	○	○	○	存続
24 更生医療給付【国・県制度】	○	○	○	存続
25 知的障害者施設等入所者受給券交付及び医療給付（小規模作業所）【国・県制度】	○	○	○	存続
26 心身障害者通所援護事業補助金（小規模作業所）【県制度】	○		◎	継続（合志町の例）
27 身体障害者福祉協議会補助金【町単独】	○	○	□	新市において調整
28 知的障害者親の会助成金【町単独】	○		□	新市において調整
<b>その他の福祉</b>				
1 民生委員・児童委員関係【国・県制度】				
①民生委員推薦会	○	○	□	新市において調整
②民生委員協議会	○	○	○	存続
③民生・児童委員活動補助金	○	○	◎	調整統一
2 町民相談事業（心配ごと相談等）【町単独】	○	○	◎	調整統一
3 行旅病人・行旅死亡人に関すること【国・県制度】	○	○	○	存続
4 福祉行政報告【国・県制度】	○	○	○	存続
5 災害見舞金支給事務【町単独】	○	○	◎	調整統一
6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給事務【国・県制度】	○	○	○	存続
7 社会援護関係【国・県制度】	○	○	○	存続
8 戦傷病者乗車券引換証交付事務【国・県制度】	○	○	○	存続
9 戦没者追悼式【町単独】	○	○	◎	調整統一
10 戦没者慰霊祭【町単独】	○	○	◎	調整統一
11 遺族会補助金【町単独】	○	○	□	新市において調整
12 傷痍軍人会補助金【町単独】		○	□	新市において調整
13 保護司会補助金【町単独】	○		□	新市において調整
14 更生保護女性会補助金【町単独】	○		□	新市において調整
15 母子寡婦福祉連合会補助金【町単独】	○		□	新市において調整
16 福祉まつり補助金【町単独】	○		□	新市において調整
17 社会福祉協議会補助金【町単独】	○	○	◎	調整統一
18 高齢者労働能力活用事業費補助金【国・県制度】	○	○	□	新市において調整
合計	59	54	62	
存続		○	38	
継続（○○町の例）		◎	5	
調整統一		◎	9	
新市において調整		□	10	
			62	

協議第35号―3 その他の事務事業の取扱いについて(指定金融機関)

- ・ 指定金融機関については、両町長により調整し、調整結果を協議会に報告する。

- ・ 指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、指定金融機関決定後、両町長により調整する。

協議第52号 一般職の職員自身の取扱いについて

- ・ 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ・ 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。
- ・ 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

※二町職員数

(H17年2月1日現在)

(合志町158人・西合志町183人)

合計341人

(合志西合志下水道組合4人)



協議第53号 地域審議会等の取扱いについて

- ・ 両町がこれまで推進してきた地域づくり体制や住民参加の行政推進施策を生かし、充実させていくことにより、住民と行政による協働のまちづくりを推進していくものとし、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく地域審議会等は設置しない。

なお、合併後の実情に

より、地域住民の意見意向等を行政へ反映するための諮問機関等の設置が必要な場合は、新市において検討する。

協議第54号 事務機構の取扱いについて

- ・ 新市における事務機構及び組織の取扱いについては、合併協議項目「4 新市の事務所」で確認された調整内容に基づき、別紙「新市における事務機構及び組織の整備方針」により調整する。

協議第55号 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについて

- ・ 各種団体等への補助金、交付金等については、その目的、活動実績、効果、これまでの経緯や実情を配慮し、財政状況等を勘案しながら、公共的必要性・有効性・公平性の観点に立ち、その内容を検討したうえで、新市発足までに新市全体の均衡を図れるよう調整する。

ただし、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時見直しを行うものとする。

**第4回  
合併協議会**

3月12日(土)  
西合志町民  
センター



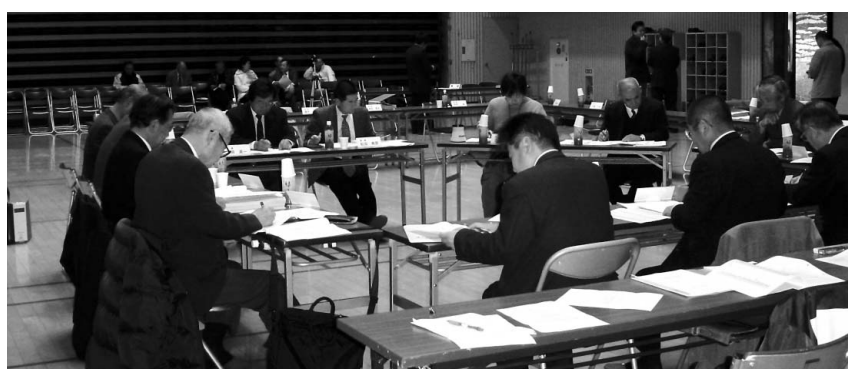
次のとおり提案されました。

**提案事項**

協議第6号―2 新市の名称について、

作品については応募総数1,387点があり、その中から協議会

委員により各町3点ずつを選定していただき、5点について提案がなされました。  
選定されたら5点「菊南市・合志市(両町選定)・合志野市・新合志市・北熊本市」



## 第5回 合併協議会

3月18日(金)  
合志町役場  
大会議室



次のとおり提案されました。

### 提案事項

協議第56号 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて

小委員会で検討された内容について次のような提案がなされました。

- ・ 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成19年4月30日まで引き続き、新市の議会議員として在任する。
- ・ 新市における一般選挙の定数は24人とし、選挙区は設けないこととする。

協議第57号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- ・ 新市に1つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成19年2月26日までの1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- ・ 在任特例適用後に行われる一般選挙の定数は21とする。

なお、旧町を区域とする2つの選挙区(旧町の定数 合志町12人・西合志町9人)を設ける。  
・ 選任による農業委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。

## 第6回 合併協議会

3月21日(月)  
西合志町民  
センター



新市名称は

### 「合志市」

に決まりました。

第4回協議会で提案された5点から各町2点を選定し、4点について持ち寄り検討がなされました。最終的には委員で投票を行った結果、得

票数が一番多かった「合志市」に決定いたしました。

なお、採用された名称については、257名の応募があり、その中から、1名を「名付け親大賞」として後日決定する予定です。

また第1回協議会で提案されていた「町・字の区域及び名称の取扱いについて」は新市の名称が決定した後となっておりましたので、次のように調整されました。

- ・ 字の区域については、従前のとおりとする。
- ・ 町、字の名称については、次のとおりとする。

①合志町においては、「合



志町大字\*\*」を「合志市\*\*」に置き換える。  
②西合志町においては、「西合志町大字\*\*」を「合志市\*\*」に置き換える。  
・ なお、住居表示については、簡明な番号となるよう、新市においてさらに検討を加える。  
合併後の住所の表示については次のようになります。

#### 合志町

合志市上庄・・・番地  
合志市幾久富・・・番地  
合志市栄・・・番地  
合志市竹迫・・・番地  
合志市豊岡・・・番地  
合志市福原・・・番地

#### 西合志町

合志市合生・・・番地  
合志市須屋・・・番地  
合志市野々島・・・番地  
合志市御代志・・・番地  
合志市上生・・・番地

となります。

第3回・第5回で提案された項目については、一部修正で確認されました。

また、平成17年度事業計画及び会計予算について提案があり、承認されました。

### 合併協議項目一覧

区分	番号	協議項目	提案	確認	
基本的な協議項目	1	合併の方式	○	○	
	2	合併の期日	○	○	
	3	新市の名称			
		新市の名称募集要項について	○	○	
		新市の名称について	○	○	
	4	新市の事務所の位置	○	○	
	5	財産及び債務の取扱い	○	○	
	合併特例法に規定されている協議項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○
		7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	○
		8	地方税の取扱い	○	○
		9	一般職の職員の身分の取扱い	○	○
10		地域審議会等の取扱い	○	○	
11		新市建設計画	○	○	
12		特別職の職員の身分の取扱い	○	○	
13		慣行の取扱い	○	○	
14		町、字の区域及び名称の取扱い	○	○	
15		自治会、行政区の取扱い	○	○	
16		条例、規則等の取扱い	○	○	
17		事務機構及び組織の取扱い	○	○	
18		窓口業務の取扱い	○	○	
19		公共的団体等の取扱い	○	○	
20		消防団の取扱い	○	○	
21		防災、交通安全関係の取扱い	○	○	
22		一部事務組合等の取扱い	○	○	
23		第三セクターの取扱い	○	○	
24		各種団体への補助金、交付金等の取扱い	○	○	
25		使用料、手数料の取扱い	○	○	
26		納税関係の取扱い	○	○	
27		国民健康保険の取扱い	○	○	
28	介護保険事業の取扱い	○	○		
その他必要な協議項目	29	各種福祉制度の取扱い			
		高齢者福祉	○	○	
		児童福祉	○	○	
			障害者福祉・その他の福祉	○	○
	30	社会福祉協議会の取扱い	○	○	
	31	保健衛生関係事業の取扱い	○	○	
	32	生活環境事業の取扱い	○	○	
	33	ごみ処理の取扱い	○	○	
	34	し尿処理の取扱い	○	○	
	35	農林水産関係事業の取扱い	○	○	
	36	商工観光関係事業の取扱い	○	○	
	37	建設関係事業の取扱い	○	○	
	38	上水道事業等の取扱い	○	○	
	39	下水道事業の取扱い	○	○	
	40	都市計画の取扱い	○	○	
	41	公営住宅の取扱い	○	○	
	42	学校教育関係の取扱い	○	○	
	43	小中学校の通学区域の取扱い	○	○	
	44	社会教育・生涯学習関係の取扱い	○	○	
	45	社会体育関係の取扱い	○	○	
	46	人権関係の取扱い	○	○	
	47	姉妹都市・国際交流事業の取扱い	○	○	
	48	広報広聴関係事業の取扱い	○	○	
	49	情報公開の取扱い	○	○	
	50	地域振興事業の取扱い	○	○	
	51	電算システムの取扱い	○	○	
	52	その他の事務事業の取扱い			
		指定金融機関	○	○	
		土地開発公社等	○	○	
		選挙・監査・文書管理	○	○	



24日 21日 20日 18日 12日 11日 4日 2日 1日

**3月**

合併調印式

第6回合併協議会

町長会

幹事会

第5回合併協議会

第4回合併協議会

町長会

幹事会

第3回合併協議会

町長会

幹事会

協議会の経過

**協議会は傍聴することができます**

当日は、席数に限りがありますので、ご希望の方は、開会時刻までに会場の受付までお越しください。（会場の規模により定員は増減します。）

**協議会資料・会議録は閲覧できます**

**協議会資料・会議録は**  
どなたでも閲覧することができます。

（但し、個人に関する事など支障のあるものについては除きます。）

- 場 所 合志西合志二町合併協議会事務局、合志町役場・西合志町役場の所定の場所
- 時 間 午前8時30分から午後5時まで  
（土、日、祝日は除きます。）
- 方 法 会議録閲覧申出書へ氏名等を記入してください。
- 会議録の複写等
  - ・協議会事務局では筆記に限り、両町役場では筆記の他に各町の定める基準で会議録の写しを請求することができます。

<b>問い合わせ先</b>	合志町役場	総務課	TEL 248-1111
	西合志町役場	企画課	TEL 242-1111

合志西合志二町合併協議会事務局

〒861-1112 菊池郡合志町幾久富1909-110  
TEL.096-247-2088 FAX.096-247-2099  
E-mail : daihyou@ko-nishi2gp.jp  
ホームページ : http://www.ko-nishi2gp.jp

今後は、この協議項目の調整方針で、事務のすり合わせが合併までに行われます。  
住民サービス等の詳細については、協議会だより等でお知らせしてまいります。